

公平委員会臨時会次第

日 時 令和6年3月21日(木) 午前10時
場 所 朝霞市役所 選挙管理委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 令和5年度 実績報告について

(2) 令和6年度 関係団体の研修会等の予定について

3 その他

4 閉 会

令和5年度 公平委員会実績報告

1 公平委員会事務

① 地方公務員法第8条第2項に定められている事務

| | 事 務 | 件数 |
|---|--|----|
| 1 | 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること | なし |
| 2 | 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること | なし |
| 3 | 職員の苦情を処理すること | なし |
| 4 | 法律に基づきその権限に属せしめられた事務 | なし |

② 再就職者からの要求についての届出（地方公務員法第38条の2第7項） なし

2 職員苦情相談の実績

5件

3 職員への周知

① 苦情相談制度の周知

職員に対し、別紙の周知文を庁内メールにより配信
令和5年4月・12月

② 再就職者から依頼等を受けた場合の届出の周知

職員に対し、別紙の通知を庁内メールにより配信
令和5年12月・令和6年3月

4 朝霞市公平委員会臨時会

令和5年8月23日（水）

・議題 （1）委員長選挙について

令和6年3月21日（木）

・議題 （1）令和5年度 実績報告について
（2）令和6年度 関係団体の研修会等の予定について

5 関係団体の研修会等

① 全国公平委員会連合会

(1) 本部研究会

令和5年7月27日・28日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、川島委員

(2) 通常総会

令和5年10月27日 東京都千代田区

出席者：藤原委員長、職員（佐藤）

② 全国公平委員会連合会関東支部

(1) 総会及び第1回研究会

令和5年5月11日 群馬県高崎市

出席者：藤原委員長、職員（河本）

(2) 第2回研究会

令和5年10月11日 群馬県高崎市

出席者：藤原委員長、職員（佐藤）

③ 埼玉県公平委員会連合会

(1) 総会

令和5年6月

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催

(2) 研究会

令和5年12月11日 朝霞市役所 302会議室

YouTubeによる動画配信

出席者：藤原委員長、川島委員、須崎委員、職員（堤田、河本、佐藤）

令和6年度 公平委員会関係団体の研修会等の予定

- 埼玉県公平委員会連合会 総会・研修会 埼玉県本庄市
令和6年5月9日(木)

- 全国公平委員会連合会関東支部 総会及び第1回研究会 埼玉県川口市
令和6年5月20日(月)

- 全国公平委員会連合会 本部研究会 東京都千代田区・日本教育会館
令和6年7月29日(月)・30日(火)

- 全国公平委員会連合会関東支部 第2回研究会 埼玉県川口市
令和6年10月8日(火)

- 全国公平委員会連合会 通常総会 東京都千代田区・日本教育会館
令和6年11月1日(金)

※ 開催予定順

職員の皆さんへ 公平委員会の苦情相談制度を紹介します

苦情相談制度とは・・・

公平委員会では、職員の皆さんが勤務条件や人事管理に関する悩み等を解消することにより安心して仕事に専念できるよう、苦情相談に応じています。

対象は本市の一般職の職員で、条件付採用期間中の職員、会計年度任用職員を含みます。
(企業職員、技能労務職員、特別職の職員は対象となりません。)

相談できる内容は・・・

給与、手当、勤務時間、休暇等の勤務条件、職場でのいじめ・いやがらせ、執務環境に関する悩みなど、職場の人事管理について相談することができます。

(家族・家庭の問題などは対象ではありません。)

苦情相談がある場合は・・・

はじめに、事務職員(職員相談員)が相談に応じます。相談は原則として職員本人に限ります(代理人等による相談は原則としてできません)。

相談の申し出は、来局のほか、電話やメールも利用できます。

相談内容により、助言等のほか、必要に応じ相談者の了解のもとに、関係者に対し事情聴取、照会、その他の調査を行い、関係当事者に対し、指導、あっせん等を行います。

秘密厳守です！！

相談に関する秘密は厳守します。

相談に際して希望(名前を知られたくないなど)がある場合には申し出てください。

相談者の意向に沿いながら、解決に向けて一緒に考えます。

申し出・問合せ

朝霞市公平委員会 市役所別館4階45番(選挙管理委員会事務局内)

直通048-463-1042 内線2416

E-mail kouhei-soudan@city.asaka.lg.jp(苦情相談関係専用メール)

↓
(ハイフン)

事 務 連 絡
令和6年3月11日

職 員 各 位

朝霞市公平委員会

再就職者から依頼等を受けた場合の届出について（通知）

地方公務員法第38条の2により、離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前に在職していた地方公共団体の現職の職員に対し、当該企業等と在職していた団体との間の契約等事務について、要求・依頼をすることが禁止されています（別添資料を参照してください）。

また、このような要求・依頼を再就職者から受けた職員は、同条第7項において、公平委員会に届け出ることが義務付けられており、職員の退職管理に関する規則（朝霞市公平委員会規則第3号）に基づき、別紙「再就職者から依頼等を受けた場合の届出書」により、遅滞なく届け出る必要があります。

本件については昨年12月に通知したところですが、年度末を迎えるに当たりあらためて周知を図るため、再度通知いたします。

担当 公平委員会事務職員 河本・佐藤・三井
内線 2416
直通 048-463-1042

1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)①

- 1 離職後に営利企業等※1に再就職した元職員(=再就職者)は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等※2の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務※3について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をす(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止されます。
- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります。
- 3 規制に違反した元職員には過料又は刑罰又は罰金が科せられます。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会(公平委員会)にその旨を届け出る義務があります。

《働きかけの規制の基本型》

営利企業等に
再就職した元職員

営利企業に再就職した
元職員



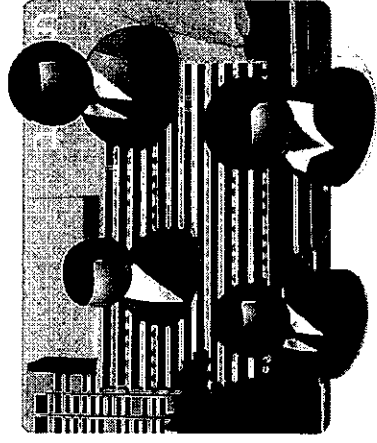
非営利法人に再就職した
元職員



離職後2年間に、契約等事務であって
離職前5年間の職務に関する働きかけをすること

現職職員

元職員が在職していた執行機関の
組織等の職員



※1: 営利企業等

営利企業及び非営利法人(国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)のことをいいます。

※2: 地方公共団体の執行機関の組織等

再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位(グループ)です。具体的には、首長部局、都道府県警察本部・警察署、教育委員会・学校、特定地方独立行政法人のようにグループ分けされます。

※3: 契約等事務

①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に關する事務のことをいいます。

1. 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)②

◎ 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

| 規制の主体 | 禁止される働きかけの内容 | 規制期間 |
|------------------------------------|---|-----------------------|
| 全ての再就職者 | 離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第1項》 在職中に自らが決定した※1契約・処分に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第5項》 | 離職後2年間 期間の定めなし |
| 地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長※2の職に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に直近下位の内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第4項》 | 離職後2年間 |
| 国の部課長級相当職※3に就いていた再就職者 | 離職前5年より前に国の部課長級相当職に就いていたときの職務に関する現職職員への働きかけ《第38条の2第8項》※4 | 離職後2年間 |

★ 例えば、離職前5年より前に、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に就いていた再就職者は、離職前5年間の職務に関する働きかけに加えて、当該内部組織の長の職に就いていたときの職務に関する働きかけが禁止されます。

※1:「自ら決定した」とは最終決裁権者となった場合をいいます。

※2:「地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長」には、都道府県の部長、政令市の局長などが該当します。

※3:「国の部課長級相当職」には、都道府県、政令市、中核市などの次長、課長などが該当します。

※4: 国の部課長級相当職に就いていた再就職者による働きかけの規制は、法の趣旨を踏まえ、地方公共団体が組織の規模その他の事情に応じて、導入することになります(条例で規制)。

5. 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

| | 規制違反の内容 | 制裁措置 |
|------------|---|--|
| | 元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をすするよう働きかけた場合を除く。) | 10万円以下の過料 (第64条) |
| | 元職員が現職職員に対して、不正な行為をすするよう働きかけた場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第4号から第7号まで) |
| 元職員による働きかけ | 職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合 | 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 (第60条第8号) |
| | 職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合 | 懲戒処分の対象 (第38条の2第7項違反) |
| 再就職あつせん | 職員が不正な行為をすすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |
| 求職活動 | 職員が不正な行為をすすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合 | 3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号) |

地方公務員法

(人事委員会又は公平委員会の委員長)

第一〇条 人事委員会又は公平委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならない。

- 2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(人事委員会又は公平委員会の議事)

第一一条 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

《改正》平 16 法 085

- 2 人事委員会又は公平委員会は、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、二人の委員が出席すれば会議を開くことができる。

《追加》平 16 法 085

- 3 人事委員会又は公平委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。
- 4 人事委員会又は公平委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならない。
- 5 前各項に定めるものを除くほか、人事委員会又は公平委員会の議事に関し必要な事項は、人事委員会又は公平委員会が定める。